

へいせい ねん がつ
平成28年4月から

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しこう

障害者差別解消法が施行されました！

せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ
「障害者差別解消法」は、障害を理由とする差別をなくすことにより、
しょうがい あな わ そんちょう
障害の有る無しによって分けへだてられることなく、おたがいを尊重し
い しゃかい
ながらともに生きる社会をつくることをめざしています。



ほうりつ がいよう
【この法律の概要】

	ふとう さべつてきとりあつかい 不当な差別的取扱い	こうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
くに ちほうこうきょうだんたいなど 国・地方公共団体等	ぎん し 禁 止	ほうてきぎむ 法的義務
じぎょうしゃ 事業者		どりよくぎむ 努力義務
かい せつ 解 説	しょうがいしゃ たい せいとう りゆう 障害者に対して、正当な理由な く、障害を理由として、品物・ サービス・各種機会の提供など を拒否する、場所・時間帯など を制限する、障害がない方に対 しては付けない条件を付けるよ うな行為が禁止されます。	こ こ ばめん しょうがい 個々の場面において、障害のあ る方から意思の表明があった場 合に、社会的障壁（社会生活上 の様々なバリア）を取り除くため に必要な配慮（それをすることが 負担になりすぎないもの）をする ことが求められます。

れい せいとう りゆう しょうがい りゆう
(例) 正当な理由なく、障害を理由
として、サービスの提供や入店を
きよひ
拒否してはいけません。



れい よ あ ひつだん
(例) 読み上げや筆談など、ちょっと
はいりよ たす ひと
した配慮で助かる人が
います。



こよう ぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう そち しょうがいしゃ
※雇用の分野における障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者
こようそくしんほう さだ
雇用促進法の定めるところによります。



ぐん ま けん けんこうふくしぶしょうがいせいさくか
群馬県(健康福祉部障害政策課) 〒371-8570
でんわ ぶあつくす
電話: 027-226-2634 FAX: 027-224-4776

ぐんまけんまえばししおおもてまち
群馬県前橋市大手町1-1-1